

北九州市食品衛生協会「食品衛生モニター」設置要綱

(目的)

第1条 北九州市食品衛生協会は、協会活動に対する消費者の意見を反映し、また、研修会等を通じて高めた食品衛生知識を広く市民に普及する活動を行わせ、北九州市民の食の安全・安心の向上を図ることを目的として食品衛生モニターを設置する。

(職務)

第2条 食品衛生モニターは次の職務を行う。

- ① 食品衛生協会が指示するアンケート調査に対する回答
- ② 研修会・講習会、市民啓発活動など協会が求める活動への参加
- ③ 食協ニュースの配布など食品衛生情報の普及活動の実施

(定数)

第3条 食品衛生モニターの定数は、60名以内とする。

(任期)

第4条 協会長が委嘱した日から翌年の3月31日までの1年間とする。
ただし、希望者には審査の上、半数以内を限度として1回再任できる。

(資格)

第5条 推薦・公募により申請した者の内、次の各号に該当する者に対して委嘱する。

- ① 食品衛生協会の活動に関心のある者
- ② 食品衛生モニターとして与えられた職務を遂行できる者
- ③ 当該年度の4月1日時点で、79歳以下の者
- ④ 市内に居住する者

(委嘱の取消し)

第6条 食品衛生モニターが、次の一に該当した時は委嘱を取り消す。

- ① 心身の故障のため職務が遂行できなくなったとき
- ② 辞退を申し出たとき
- ③ 北九州市民でなくなったとき
- ④ 食品衛生協会の活動を阻害するにいたったとき
- ⑤ その他、会長が必要と認めたとき

(謝金)

第7条 食品衛生協会は、食品衛生モニターに対し予算の範囲内で謝金を支払う。
ただし、次の一に該当する場合は、減額することがある。

- ① 委嘱期間の途中で解任したとき
- ② 食品衛生協会が指示した職務を遂行しなかったとき

(経費)

第8条 食品衛生協会は、食品衛生モニターが調査回答に必要な郵送費を負担する。
2 協会が主催・共催した講習会等へ参加する場合の旅費は支給しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

「食品衛生モニター」運営要領

1 モニターの職務

- ① 食品衛生モニター（以下、「モニター」と称する。）は、北九州市食品衛生協会が実施するアンケート調査に回答するものとする。
- ② アンケートの内容は、食品衛生に関する事項とし、保健福祉局の助言も取り入れる。
- ③ アンケート調査は、返信用封筒を同封して協会本部から発送する。回収も同様とする。
- ④ モニターは、協会が指示した啓発事業や研修会及び各区で行う啓発活動に参加するものとする。

2 モニターの人数

- ① モニターの人数は、60名以内とする。
- ② 推薦・公募者の性別・年齢・居住区などを勘案したうえで、役員会で委嘱者を選任する。
- ③ 食品衛生上の判断により不相当と判断した者には委嘱しない。
- ④ 年度末には、再任希望を調査し、半数を限度に再任する。
- ⑤ この場合は、再任者数を減じて翌年度の公募数とする。
- ⑥ 年度途中で委嘱者が減った場合の補充は行わない。

3 任期

- ① 委嘱状を交付した日から翌年の3月31日までとする。
- ② 但し、任期前の定めた日で解散する場合は、その日までとする。

4 資格

- ① 食品衛生協会の活動に関心が高く、街頭パレード等啓発活動に参加できる人。
- ② 食品衛生意識の向上を目指すことができる人。
- ③ 職務内容を理解し、実施状況を明確に報告できることが確認できた場合は、委嘱資格を有すると判定する。
- ④ 市外に移住したら資格を失う。

5 委嘱の取消し

モニター活動は、協会活動にとって重要と位置付けるため、真摯な職務遂行が困難な場合は委嘱を取り消すことができる。

- ① 食品衛生上、好ましくない行動や言動を行い、モニターとしての資質に問題がある場合
- ② 食品衛生協会の活動に協力せず、または、活動を阻害する場合

6 謝金

- ① 研修会・啓発活動等の参加の都度には旅費・謝金は支払わない。
- ② 謝金は、年度終了直前に、その職務遂行状況を判断した後に支払う。
- ③ この場合、ケースによっては減額することがある。
- ④ 謝金は、平成30年度については、年間活動謝金として3,000円を支払う。

附則1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則2 この要領は、平成30年4月1日から施行する。